

事務局だより

会員数 776名（令和2年11月末現在）
契約額 3億6,982万7,589円
（令和2年4月～11月分の額）



ご健康に留意され、安全に心がけ、今年こそ、事故ゼロを目指して、
頑張っていきましょう。

お願い

会員入会時に届けている住所や、緊急時の連絡先などで変更がある場合は、速やかに事務局へお届けください。

令和3年1月1日発行

貝塚市海塚1丁目17番20号
（公社）貝塚市シルバー人材センター

TEL 072-432-3620

FAX 072-436-3957

お知り合いの方にお知らせください

みなさんのご近所やお知り合い、また、お友達で就業を希望される方がおられましたら、シルバー人材センターとはどういうところなのかを説明していただき、是非とも入会説明会への参加を促していただければと思います。

口コミでの勧誘が効果的であると言われておりますので、60歳以上で元気で就業意欲のある方なら男女を問わず、お声掛けしていただき、会員獲得にご協力をお願いします。

今月の入会説明会は1月21日（木）です。

午後1時30分から、シルバー人材センター2階会議室で開催します。

感謝のお花をいただきました

今年もシルバー人材センター作業所前の貝塚カトリック幼稚園児から「勤労感謝の日」を迎えるにあたり、「シルバーのおじいちゃん・おばあちゃん、お仕事ありがとうございます」と、感謝の気持ちが込められたお花をいただきました。



感謝の花束

『勤労感謝の日』をとおして、子どもたちのために働いてくれている人がいること、たくさんの人に守られて生活していることを知ります。

その方々に感謝の気持ちを伝えるために、幼稚園の子どもたち全員がおやつやお小遣いを我慢したお金でお花を用意しました。

そのお花を花カゴにして代表のお友だちが届けています。

**貝塚カトリック幼稚園
園児一同**

会員さんが受取った配分金に対する所得税法の取扱いについて(令和2年分)

会員さんが受け取る配分金は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金収入は、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。

ただし、配分金収入に対しては、租税特別措置法第27条により、55万円を上限として最低保証必要経費(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)が認められております。なお、配分金収入と給与所得がある場合は、給与所得控除額(最低55万円。ただし、収入金額を限度となります。)が受けられますが、その場合、配分金に係る上記の最低保証必要経費(55万円)は55万円から給与所得控除額を控除した残額が最低保証必要経費となります。

※この家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けるには、所得税の確定申告書に所定の記載が必要となります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

【特例の適用対象者】

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定する「シルバー人材センター」が行う業務に基づいて就業する高年齢者は、「シルバー人材センター」に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務する者であり、「特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者」に該当することになります。

【公的年金等に係る確定申告不要制度】

平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

(注1)この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

(注2)公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(注3)平成27年分以後は、源泉徴収の対象とされない下記※に該当する公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

※ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で「国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金」に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

65歳以上で公的年金収入が110万円以下の場合

配分金が80万円の場合

①公的年金収入 1,000,000円

②配分金収入 800,000円

(1)公的年金収入にかかる計算

(公的年金収入) (公的年金等の控除額)

$1,000,000円 - 1,000,000円 = 0円(A)$

(2)配分金にかかる計算

(配分金収入) (最低保証必要経費)

$800,000円 - 550,000円 = 250,000円(B)$

(3)所得控除及び所得税額

所得金額

$(A) + (B) = 0円 + 250,000円 = 250,000円$

(所得金額) (基礎控除)

$250,000円 - 480,000円 = \text{マイナスになるので}$

0円

納税額 0円

配分金が103万円の場合

①公的年金収入 1,000,000円

②配分金収入 1,030,000円

(1)公的年金収入にかかる計算

(公的年金収入) (公的年金等の控除額)

$1,000,000円 - 1,000,000円 = 0円(A)$

(2)配分金にかかる計算

(配分金収入)

$1,030,000円 - 550,000円 = 480,000円(B)$

(3)所得控除及び所得税額

所得金額

$(A) + (B) = 0円 + 480,000円 = 480,000円$

(所得金額) (基礎控除)

$480,000円 - 480,000円 = 0円$

納税額 0円

※なお、確定申告については最寄りの岸和田税務署(岸和田市土生町2丁目28番1号 ☎ 072-438-1341)にお尋ね下さい。

◎令和2年1月～令和2年12月までの「配分金支払明細書」については、1月末に郵送しますので、必要書類としてご利用下さい。